

ごみ処理手数料徴収業務受託者証

「大崎エコクリエーション株式会社」は、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 27 日付締結の西地区熱回収施設整備・運営事業 運営業務委託仮契約書において、令和 4 年 4 月 1 日から令和 24 年 3 月 31 日まで大崎地域広域行政事務組合の次に掲げる事務を受託したものであることを証明する。

【受託事務内容】

大崎地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条に規定する、一般廃棄物処理手数料徴収業務のうち大崎広域中央クリーンセンターに係る事務。

令和 4 年 3 月 15 日

大崎地域広域行政事務組合
管理者 大崎市長 伊藤 康志

